

## 誓約書

吉田明（以下、甲という。）と吉田信（以下、乙という。）は、宗教法人本誓寺（岩手県盛岡市名須川町3番16号。以下、本誓寺という。）の代表役員後任者の選定につき、本誓寺代表役員代務者（真宗大谷派仙台教務所長）清谷真澄（以下、丙という。）立会いのもと、以下のとおり誓約する。

- 1 甲及び乙は、本誓寺門徒による投票の結果に関わらず、自ら本誓寺候補衆徒又は副住職を辞退することを確認し、2017年3月5日付で丙に対して提出した候補衆徒辞退承認申請又は副住職・副教会主管者辞退承認申請は撤回不能であることに異議がないことを確認する。
- 2 乙は、2017年3月31日現在の本誓寺会計（布施会計及び護持会計の現預金）及び備付書類及び帳簿の一式を、2017年4月4日までに丙に引き継ぐことを確認する。
- 3 甲及び乙は、本誓寺の代表役員後任者の候補である両名に対する本誓寺門徒による投票の結果、有効投票総数のうち得票が過半数に満たなかった者は、本誓寺の代表役員後任者の候補を辞退することで異議がないことを確認する。
- 4 甲及び乙は、本誓約の前後を問わず、自ら又は第三者を通じて、投票に関して以下の不正行為を行っておらず、また今後も行わないことを誓約し、本誓約書記載の各項に違反した時には、真宗大谷派（京都市下京区烏丸通7条上る常葉町754。以下、本山という。）の定めにより、差免等を命じられ、承認を取り消され、又は懲戒に処せられても異議がないことを確認する。
  - ・投票権者への戸別訪問、執拗な働きかけ
  - ・投票権者への金銭・飲食物その他の経済的利益の提供
  - ・投票権者への決議後の差別的取扱いの可能性その他の不利益の告知
  - ・相手方に関する虚偽事実の告知、誹謗・中傷
  - ・投票用紙の預かりや発送の代行又はこれらの申出
  - ・その他これらに類する行為
- 5 甲及び乙は、開票完了までに客観的証拠に基づき不正行為との関連性があると認められる投票については、これを無効とすることで異議がないことを確認する。
- 6 代表役員後任者となった者は、相手方を支援していた門徒に対して差別的な取扱いを行わないことを誓約する。

- 7 代表役員後任者となった者は、門徒より離壇の申し入れがなされた時には、門徒の意思を尊重し、離壇に際して金銭の要求を行わないことを誓約する。  
この場合、墓地及び過去帳の所在についても門徒の意思に応じて、引き続き本誓寺にて保管し、又は他の寺院に移管するなど、誠実に対応することを併せて誓約する。
- 8 代表役員後任者の候補を辞退した者は、開票日から3か月以内に本誓寺境内占有建物を原状に復した上で退去することを誓約する。
- 9 代表役員後任者の候補を辞退した者は、開票日から2か月以内に他の寺院に僧籍を移転することを誓約する。
- 10 代表役員後任者の候補を辞退した者は、①本投票手続及びその結果並びにその後の本誓寺の継承及び運営全般に対して一切の異議を申し立てないこと及び②本山及び仙台教務所（仙台市宮城野区小田原1-2-16）、本誓寺又はそれらの関係者（代表役員後任者となった者及び丙を含む）に関して地位の確認、金銭の要求その他の請求を一切行わないことを誓約する。
- 11 代表役員後任者となった者は、相手方を支援していた門徒に対して差別的な取扱いをすることなく、寺院規則に定めるところに従って門徒の中から責任役員及び総代を選定し、今後の本誓寺の運営及び本山御依頼金の納入方法等について門徒総会に提案することを誓約する。

上記のとおり誓約したので、本書三通を作成し、甲乙丙各自署名押印の上、各自一通ずつ保有する。

2017年3月5日

甲 住所 岩手県盛岡市名須川町8番12号

氏名 吉田



乙 住所 岩手県盛岡市名須川町3番16号

氏名 吉田



丙 住所

氏名 清谷真澄

